

8. 建物所在図

区分建物についての建物所在図には、当該区分建物が属する一棟の建物の位置のみが記録され、各個の建物の位置は記録されない。

- (解答) ○ 建物所在図は1個又は2個以上の建物ごとに作成されるが、区分建物の場合は一棟の建物の位置のみが記録され、各区分建物の位置は記録されない(規則14条4号)。

建物所在図は、地図に準ずる図面と建物図面を用いて作成することができる。

- (解答) × 建物所在図は、地図及び建物図面を用いて作成される(規則11条1項)。地図に準ずる図面を用いて作成することはできない。

建物所在図には、方位を記録しなければならない。

- (解答) × 建物所在図の記録事項に方位は含まれていない(規則14条)。